

就学・子どもの居場所づくり



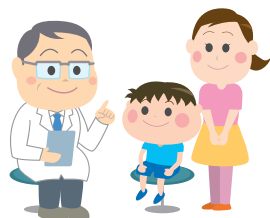
就学時健康診断

教育委員会では、翌年4月に小学校入学予定のお子さんを対象に、就学時健康診断を行います。対象となるお子さんの保護者あて、教育委員会から就学時健診のご案内をし、毎年11月に学区の小学校を会場に実施しています。

問合せ先

教育委員会事務局学務課保健給食係

☎(3546)5516



【就学時健康診断】



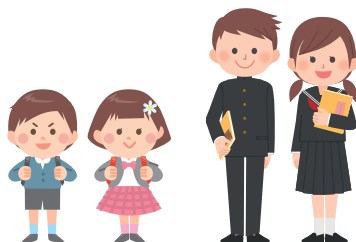
小学校・中学校のご案内

教育委員会では、お住まいの住所地により通学区域を定めています。

問合せ先

教育委員会事務局学務学事係

☎(3546)5514



【区立学校一覧】



就学援助・就学奨励制度

経済的な理由により国公立小中学校への就学が困難な児童生徒の保護者を対象に、その費用の一部(学用品費など)を援助する「就学援助・就学奨励制度」があります。中央区立小中学校に在籍している方は、学校を通じて4月当初に申請書を配布します。国立・他区立の小中学校に在籍している方は、学務課窓口で申請書を配布します。

また、新入学児童生徒学用品費については、入学前に支給しています。

問合せ先

教育委員会事務局学務課学事係

☎(3546)5514

【就学援助および就学奨励】





子どもの居場所「プレイ」

お子さんの健全育成を図るため、保護者の就労状況にかかわらず、放課後や土曜日などに児童が安全に安心して過ごせるよう、学校内の施設を活用し、子どもの居場所「プレイ」を開設しています。プレイでは「地域の子どもは地域で育てよう!」という趣旨のもとサポーター(保護者や地域のボランティア)の協力も得ており、毎日の勉強や遊びの中で地域の大人と交流することができます。

◎対象者(利用登録申込制)

区立小学校に在学、または区内に居住し、区外の小学校に在学している児童。ただし、通学先の学校と通学区域内の学校の双方にプレイが開設されている場合は、いずれか一方にしか登録できません。

◎開設日時

- ・月曜日～金曜日 放課後～午後5時
- ・土曜日、春・夏・冬休みなど 午前8時30分～午後5時
- ※日曜日・祝日・年末年始はお休み
- ※保護者の就労など特別な事情がある場合は午後7時30分まで(土曜日は午後6時まで)

◎費用

無料。ただし傷害・賠償責任保険料と各種教室に参加する際に、材料費等の実費がかかる場合があります。午後6時を過ぎて利用する場合は有料となります。

◎利用登録申込

- 毎年2月に次年度の利用登録申込を受付けます。
- ※年度の途中で申込みすることもできます。
- ※公設学童クラブおよび民設民営学童クラブと重複して登録することはできません。
- 詳しくはお問い合わせください。

問合せ先

各プレイへ



【子どもの居場所(プレイ)づくりの推進】



学童クラブ

保護者の就労、疾病等の理由により、放課後に家庭での適切な保護育成を受けることができない児童を対象に、各児童館および一部の小学校内に学童クラブを設けています。

◎対象

- ・**児童館学童クラブ**
区立小学校に在学、または区内に居住し、区外の小学校に在学している児童
- ・**学校内学童クラブ**
学校内学童クラブのある小学校に在学、または当該小学校の通学区域内に居住している児童

◎利用日時

公設学童クラブ

- 月曜日～金曜日 放課後～午後6時
- 土曜日 午前8時30分～午後5時
- 春、夏、冬休みなど 午前8時30分～午後6時
- ※日曜日、年末年始および祝日は休み
- ※就労などにより必要と認められる方については、土曜日を除き午後7時30分まで利用できます。(午後6時を過ぎて利用する場合は有料になります。)
- ※学校内学童クラブについて、土曜日は午前8時30分～午後6時

民設民営学童クラブ

利用日時、利用料金については、以下二次元コード内の施設へお問い合わせください。

問合せ先

各学童クラブへ



【学童クラブ事業】



【民設民営学童クラブ】



児童館

区内の18歳までの児童に健全な遊びの場を提供し、健康の増進と豊かな情操を育てることを目的として区内8カ所に設置しています。児童館では、スポーツ教室、工作教室、各種行事の開催を行っています。

問合せ先

各児童館へ



【児童館】

◎開館時間

築地・浜町・月島児童館 午前9時～午後5時

新川・堀留町・佃・勝どき・晴海児童館

午前9時～午後8時

(小学生以下は午後5時まで)

※学童クラブは別途利用時間を設けている。

◎休館日

祝日(こどもの日を除く。)

および年末年始



子どもの学習・生活支援事業

生活困窮家庭、ひとり親家庭などの小学4年生から中学生向けに、大学生や社会人の学習支援ボランティアによる少人数制指導の学習会を行っています。また、高校生世代には学習指導や、進路相談のための支援スタッフが常駐する学習スペース(居場所)を設けています。

問合せ先

福祉保健部地域福祉課福祉総合相談係

☎(6278)8059

福祉保健部子ども子育て支援課子ども子育て支援係

☎(3546)5444



【子どもの学習・生活支援事業】

◎対象

区内在住の生活困窮家庭(生活保護世帯、就学援助受給世帯)、ひとり親家庭など(児童扶養手当受給世帯)または所得がこれに相当する世帯の小学4年生から高校生世代(高校中退者や未進学者を含みます。)

◎場所

区内公共施設など

◎費用

無料

○詳しくはお問い合わせください。



就学・子どもの居場所づくり